

議案第 42 号

大和市児童生徒医療費援助規則の一部を改正する規則について

大和市児童生徒医療費援助規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 4 月 23 日提出

大和市教育委員会
教育長 山 根 英 昭

大和市児童生徒医療費援助規則の一部を改正する規則

大和市児童生徒医療費援助規則（平成 20 年 3 月 27 日大和市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）第 17 条」を「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 24 条」に、「伝染性」を「感染性」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大和市児童生徒医療費援助新旧対照表

<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 24 条の規定に基づき、児童及び生徒が、<u>感染性</u>があり、又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかった場合に、当該疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行う事業(以下「医療費援助事業」という。)について必要な事項を定める。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>学校保健法(昭和 33 年法律第 56 号)第 17 条の規定に基づき、児童及び生徒が、<u>伝染性</u>があり、又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかった場合に、当該疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行う事業(以下「医療費援助事業」という。)について必要な事項を定める。</u></p> <p>(以下略)</p>
---	---

議案第 43 号

大和市治ゆ証明書交付規則の一部を改正する規則について

大和市治ゆ証明書交付規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 4 月 23 日提出

大和市教育委員会
教育長 山 根 英 昭

大和市治ゆ証明書交付規則の一部を改正する規則

大和市治ゆ証明書交付規則（平成 20 年 3 月 27 日大和市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「学校保健法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号。以下「省令」という。）第 19 条」を「学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号。以下「省令」という。）第 18 条」に、「学校伝染病」を「学校感染症」に改める。

第 2 条中「学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）第 12 条」を「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条」に、「学校伝染病」を「学校感染症」に改める。

第 3 条第 1 項中「学校伝染病」を「学校感染症」に、「省令第 19 条第 1 項第 1 号に定められた伝染病」を「省令第 18 条第 1 項第 1 号に定められた感染症」に、「及び同項第 3 号に」を「並びに同項第 3 号に」に改め、「腸管出血性大腸菌感染症」の次に「及びその他の感染症」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大和市治ゆ証明書交付規則新旧対照表

<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、治ゆ証明書の学校への提出を徹底し、<u>学校保健安全法施行規則(昭和 33 年文部省令第 18 号。以下「省令」という。)</u>第 18 条に定める<u>学校感染症</u>(以下「<u>学校感染症</u>」という。)の蔓延防止を図るため必要な事項を定める。</p> <p>(対象)</p> <p>第 2 条 この規則の対象となる者は、大和市立の小学校又は中学校に就学し、<u>学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 19 条</u>に基づき出席を停止され、<u>学校感染症</u>が治ゆした児童及び生徒(以下「対象者」という。)とする。</p> <p>(措置)</p> <p>第 3 条 教育委員会は、対象者に対して、<u>学校感染症</u>にかかる医療機関による治ゆ証明書の交付に際し必要な措置を講じるものとする。ただし、<u>省令第 18 条第 1 項第 1 号</u>に定められた感染症、<u>同項第 2 号</u>に定められたインフルエンザ並びに<u>同項第 3 号</u>に定められた腸管出血性大腸菌感染症及びその他の感染症にかかる対象者を除く。</p> <p>(以下略)</p> <p>附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、治ゆ証明書の学校への提出を徹底し、<u>学校保健法施行規則(昭和 33 年文部省令第 18 号。以下「省令」という。)</u>第 19 条に定める<u>学校伝染病</u>(以下「<u>学校伝染病</u>」という。)の蔓延防止を図るため必要な事項を定める。</p> <p>(対象)</p> <p>第 2 条 この規則の対象となる者は、大和市立の小学校又は中学校に就学し、<u>学校保健法(昭和 33 年法律第 56 号)第 12 条</u>に基づき出席を停止され、<u>学校伝染病</u>が治ゆした児童及び生徒(以下「対象者」という。)とする。</p> <p>(措置)</p> <p>第 3 条 教育委員会は、対象者に対して、<u>学校伝染病</u>にかかる医療機関による治ゆ証明書の交付に際し必要な措置を講じるものとする。ただし、<u>省令第 19 条第 1 項第 1 号</u>に定められた伝染病、<u>同項第 2 号</u>に定められたインフルエンザ及び<u>同項第 3 号</u>に定められた腸管出血性大腸菌感染症にかかる対象者を除く。</p> <p>(以下略)</p>
---	---

議案第 44 号

大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について

大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 4 月 23 日提出

大和市教育委員会
教育長 山 根 英 昭